⑶　次に掲げる基準を満たす統括責任者を試験工事及び建設工事に専任で配置すること。

１）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。

２）統括責任者が、平成14年度以降に以下の施工実績を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは２⑵３）に同じ。

＜施工実績＞

主任（監理）技術者又は現場代理人として、供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

３）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を試験工事及び建設工事に専任で配置できること。

１）専任の主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは２⑵３）に同じ。

㋐　単体で申請する場合　単体の場合は、下記に掲げる同種工事Ⅰ①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

㋑　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、下記に掲げる同種工事Ⅰ①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

㋒　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、同種工事Ⅰ①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人を配置すること。また、橋梁補修改築工事を担当する場合は、同種工事Ⅰ①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事Ⅱの施工実績を有している主任（監理）技術者を配置すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事Ⅰ①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績と同種工事Ⅱの施工実績を共に有する主任（監理）技術者を配置すること。

＜同種工事＞

Ⅰ　橋梁補修改築工事　技術提案の構造形式に応じて①～④に該当する施工実績を有すること。

①　道路橋において、鋼桁上のＰＣ床版による施工を行った工事（コンクリート製の床版を提案する場合）

②　道路橋において、鋼床版もしくは合成床版による施工を行った工事（鋼製の床版を提案する場合）

③　道路橋において、橋梁総延長150ｍ以上のプレキャストＰＣ桁の架設を行った工事（コンクリート製の桁を提案する場合）

④　道路橋において、橋梁総延長150ｍ以上の鋼桁の架設を行った工事（鋼製の桁を提案する場合）

Ⅱ　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみの施工した工事は除く。

３）専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務に配置できること。

１）管理技術者

㋐　管理技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）、又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

㋑　管理技術者が、自動車専用道路における橋梁上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

２）照査技術者

㋐　照査技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）、又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣又は旧建設大臣の認定を受けている必要がある。ただし、ＲＣＣＭ試験合格者はＲＣＣＭ登録者と同等とする。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

㋑　照査技術者が、自動車専用道路における橋梁上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

１）各構成員が試験工事及び建設工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

２）各構成員が試験工事及び建設工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

３）共同企業体（甲型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

４）標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率は均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

５）共同企業体（乙型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。